

高齢者施設における 新型コロナウイルスワクチン接種体制 について②



令和3年3月30日

各務原市介護保険課・健康管理課

目次

- 高齢者施設への依頼事項について
- 高齢者施設入所者・従事者に優先接種を行うために
- ワクチン接種に必要な接種券等の送付先について
- 各務原市以外の市町村に住民票がある入所者への対応について
- 接種実施医療機関との調整
- 施設入居者接種までの全体の流れ（接種医療機関が市内の場合）
- 施設入居者接種までの全体の流れ（接種医療機関が市外の場合）

高齢者施設への依頼事項について

1. 施設から市へ提出いただく書類・様式
・接種券事前送付希望者リスト（様式1）

2. 提出方法・提出期限

- 提出方法：メールまたはFAX（できる限りメールでの提出をお願いいたします。）
- 提出先：メール：kaigo@city.kakamigahara.lg.jp FAX：058-383-6365
- 報告期限：令和3年4月9日（金）17：00

3. その他お送りしている書類・様式

- (1) 施設入所者に対する新型コロナワクチン接種について（依頼文書1）
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種券送付先変更依頼書（別紙）
- (3) 新型コロナワクチン接種の予診票（参考1）
- (4) 新型コロナワクチン予防接種についての説明書（参考2）
- (5) 新型コロナワクチンを受けた後の注意点（参考3）
- (6) 血をサラサラにする薬を飲まれている方へ（参考4）
- (7) 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ（参考5）

高齢者施設入所者・従事者に優先接種を行うために

- ワクチンの接種にあたり、クラスターの予防的防止の観点から、高齢者施設の入所者および従事者に、優先して接種を行います。
- ワクチンの接種に必要な「接種券」や「予診票」については、一般の高齢者より先に、施設内での接種を希望される入所者、および従事者の皆様へ送付します。
- 施設内での接種を希望される皆様へ先に接種券等を送付するために、施設の入所者の情報（住所、名前、生年月日）を、施設から市へ提供いただく必要があります。
- 施設から、入所者またはご家族に対し、市へ個人情報を提供することについてお知らせください。（ひな形として「依頼文書1」をご活用ください。）
- **接種を希望されない方、もしくは市への個人情報の提供に同意されない方**については、施設へ申し出ていただきます。
- 施設は、申し出があった方以外の情報をリストにまとめ、市へ提出してください。

ワクチン接種に必要な接種券等の送付先について

- 入所者や従事者の接種予定者リストをもとに、各務原市から、ワクチン接種に必要な「接種券」および「予診票」が案内文書と共に発送されます。
- 接種券等は、接種を受ける人の住民票所在地の住所地へ送付されます。
- やむを得ない事情で、住民票所在地の住所地以外へ接種券等の送付を希望される方については、市に送付先変更を依頼する必要があります。
- 送付先変更を依頼する場合は、**4月12日（月）**までに、市へ「新型コロナウイルスワクチン接種券送付先変更依頼書（別紙）」を持参または郵送にて提出するよう、入所者や家族へお伝えください。

【送付先変更依頼書の提出先】

各務原市役所健康管理課新型コロナウイルスワクチン接種体制準備チーム

住所：〒504-8555 各務原市那加桜町2丁目186 産業文化センター 8階 特別会議室

電話：058-383-7297（直通）

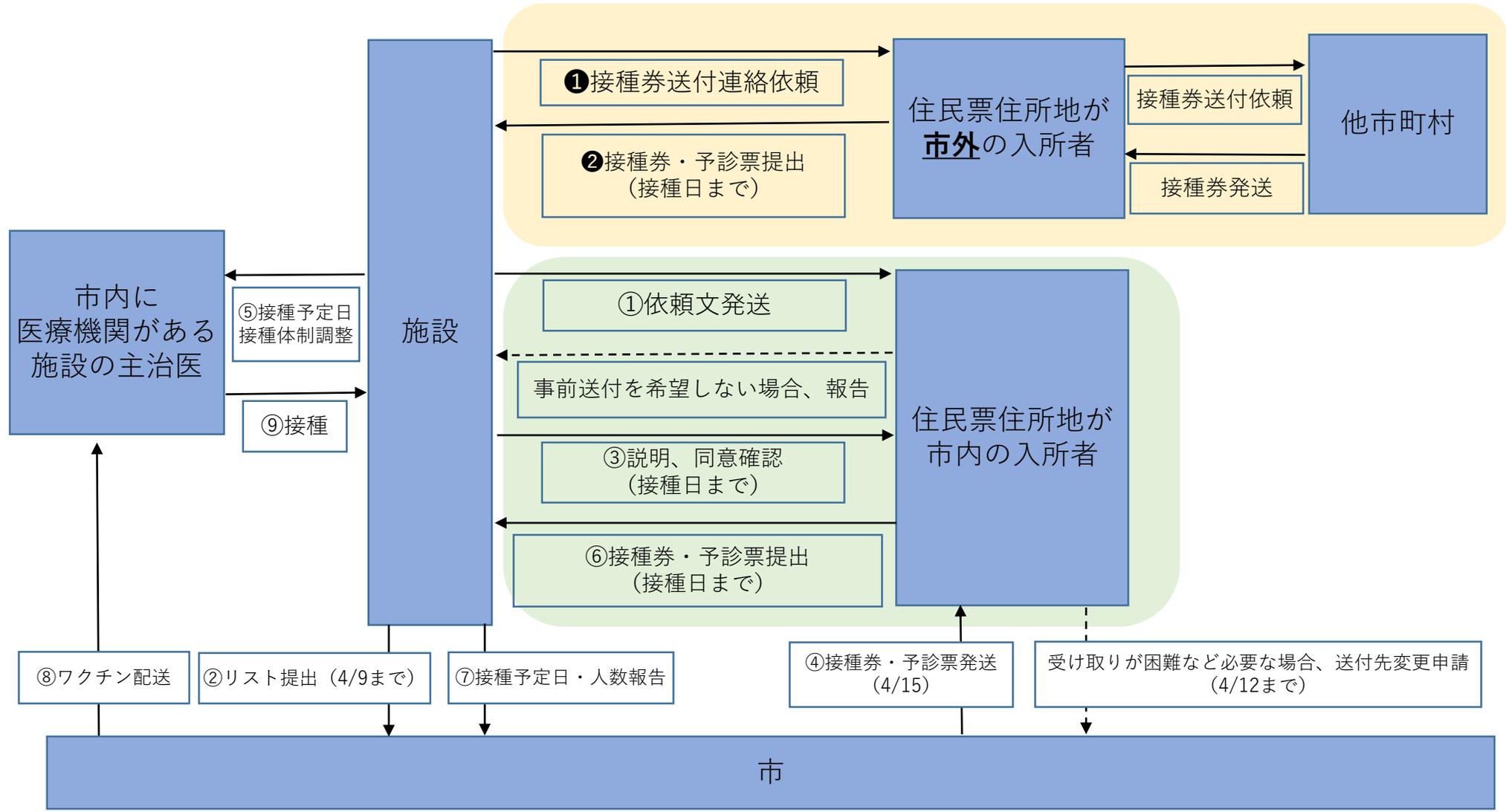
各務原市以外の市町村に住民票がある入所者への対応について

- 市外に住民票がある入所者については、各務原市から接種券が発送されません。
- 住民票所在地の市町村から接種券が送付されますが、市町村により発送時期が異なるため、接種券が遅れて届く場合があります。
- 接種日（5月以降の予定）までに接種券が手元に届くよう、家族等が、住民票所在地の市町村へ連絡し、接種券を発送してもらうよう依頼する必要があります。

接種実施医療機関との調整

- 施設内で接種を行う場合は、接種日までに施設の医師（または嘱託医、かかりつけ往診医、協力医）等と、接種予定日などを調整していただく必要があります。
- 施設内での接種を希望される施設のうち、施設の医師等が施設内での接種を行えない場合や、医師等の所属する医療機関がワクチンを取り扱わない場合は、市が、施設内で接種を行う医療機関を調整しますので、市へご連絡ください。

施設入居者接種までの全体の流れ (接種医療機関が市内の場合)



施設入居者接種までの全体の流れ (接種医療機関が市外の場合)

